高齢者虐待の定義と援助方針

橋　本　久　子

はじめに

本稿は、これまで曖昧だった高齢者への虐待の定義とその援助方針について明らかにしようとする。この課題は、定義を規定したことで高齢者虐待の防止にどのような影響を与えるか、また、高齢者の支援等に如何なる影響を与えるかという問いを包摂する。

周知のように、一時は、その成立が危ぶまれた高齢者虐待防止法が、昨秋（2005年）の特別国会で、法律の名前そのものがその目的理念を表す「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月９日法律124）（以下、「高齢者虐待防止法」という。）として成立した。

したがって、同法によって、高齢者虐待とは、誰が、誰に対し、いかなる行為をすることをいうのか、虐待の主体、客体、虐待の様態、程度等の面から規定された。大きくは、在宅の高齢者と施設の高齢者に分け、行為類型の面から、①身体的虐待、②「介護・世話の放棄・放任」又はネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の５つに類型化し規定された。

更に、定義に関しては、高齢者を65歳以上の者と年齢を限定した中で、介護者に対しては、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者と限定されて規定された。経済的虐待に関しては、高齢者の養護者又は高齢者の親族と限定され、「介護・世話の放棄・放任」又はネグレクトに関しては、養護者及び養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること（同法２条４項１号ロ）と規定された。

本法は、虐待防止関連法制としては「児童虐待の防止等に関する法律」（平成11年５月24日法律82）（以下、「児童虐待防止法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年４月13日法律31）（以下、「ＤＶ防止法」という。）に継ぐ３番目の法制として成立したことになる。残る立法課題の障害者虐待防止法に関しては、昨秋の特別国会で成立した障害者自立支援法（平成17年11月７日法律123）において、「障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うこと」（障害２条３）として条文に明記されたのみで虐待の防止を直接の目的とした法律は未だ制定されるには至っていないのが現状である。しかし、高齢者虐待防止法のその他の事項のなかに、高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とする者（障害者等）に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする（附則２項）と明記されている。

本法の特徴としては、高齢者に対する虐待の防止だけでなく、虐待者である養護者に対する支援を直接的な目的にしている点ではこれまでの虐待防止法制とは異なっている。即ち、本法は、被害者保護と加害者になる養護者支援を同時に規定する形になっているのである。このことは、介護地獄とも称される重い介護ストレスが原因となって、介護者による高齢者虐待事件が発生するという事実認識に裏付けられているものである。

虐待と一口に言っても、児童・配偶者・高齢者では、その原因や背景は様々であり、虐待の概念もそれに対する措置も一律に定められるものではないが、その中のＤＶ防止法は、判断能力がある成人男女（配偶者等）を対象にしているため、対象となる「虐待（暴力）」は、身体的虐待（暴力）と心理的虐待に限定され、主として発見者の通報システムと裁判所による保護命令という対応システムを準備している。つまり、「監禁状態」の心理に陥った被虐待者に対して、強制力を用いて虐待者から引き離せば足りるというシステムになっている。しかし、児童や要介護状態の高齢者は、必ずしも十分

な判断能力を有しておらず、また、他者によるケアなくしては自立生活を営めない恐れがある。したがって、ケア担当者による虐待を避けることが困難な状況にある点では、共通している。

そこで、高齢者虐待防止法は、児童虐待防止法に似たシステムを採用しているのである。しかし、高齢者虐待防止法と児童虐待防止法を対比させると、虐待の定義の１つである「経済的虐待」は児童虐待の定義にはなく高齢者虐待防止法にある点に大きな特徴がある。即ち、高齢者は、児童と違い、長年の資産のストックを保有していることが多いため、詐取などの経済的な被害を受けやすいことが大きく異なっている。

そこで、本稿では今春（2006年４月）から高齢者虐待防止法が施行されたこの時期を捉えて、これまで、論者の数だけ定義があると言われてきた高齢者虐待の定義と援助方針等に焦点を当て検討しようとしたものである。

Ⅰ．高齢者虐待の存在とその背景

高齢者虐待の存在がわが国の社会問題として取り上げられるようになったのは、ごく最近のことである。その背景は、いうまでもなく急速に進んだ長寿化や、女性の自立に伴う晩婚化・非婚化等による少子化現象[1)]が西欧諸国に類を見ない速度で人口構造を変化させ、世界に例を見ない速さで高齢社会を出現させたことによる。

わが国の平均寿命は、1991（平成３）年の時点で男性76.11歳、女性82.11歳と著しく伸長し、2010（平成22）年には65歳以上の人口は、総人口の約28％と推計され、先進国初の「超高齢社会」になると予測される[2)]。更に、2020（平成32）年には、35％弱に達し、国民の３人に１人が65歳以上の高齢者となり、世界一の老人大国となると推計される。

長寿化は、当然のことながら介護を要する高齢者を激増させただけでなく、介護期間の長期化が介護を深刻にさせた。わが国においては、「介護は家庭でするもの」と言われてきたが、現実問題として介護にあたる者にとっては、耐え難い苦痛をもたらす。65歳以上の高齢者人口が15％に達し高齢社

会に突入した1990年の「高齢者介護に関する国民調査」（旧厚生省「保健福祉動向調査（平成２年）」によると（重複解答）、食事や排泄・入浴などの世話の負担が大きい（60％弱）、家を留守にできない（約37％）、ストレスや精神的負担が大きい（33％）、十分な睡眠がとれない（約26％）、仕事にでられない（約20％）などとなっている。更に、1996（平成８）年の「要介護者を抱える家族についての実態調査」（旧厚生省「高齢者介護対策事務局『介護のポイント（新版）』平成８年）によると、家庭内の高齢者虐待については、介護者の２人に１人が経験し、３人に１人が憎しみを感じながら介護している実態が明らかになった。

在宅介護は、また当然のことながら、要介護者との同居を必要とする。現実問題として、同居に著しい困難を伴うだけでなく、同居につきものの家族間の軋轢をも覚悟しなければならない。高齢者と子の同居率は、1963（昭和38）年には79.9％であったものが、1992（平成４）年には57％となっている（旧厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課・老人福祉振興課「老人福祉のてびき」平成５年度版10頁）。しかも、高齢者の単独所帯、夫婦世帯は、1997（平成９）年に「18歳未満の未婚者のいる世帯」の方よりも「高齢者のいる世帯」が逆転し、その後も差が開き続けている[3)]。その担い手となると女性であることも避けがたい現実である。このように高齢者をとりまく環境や条件が劇的に変化していることが高齢者虐待を生む大きな要因になっている。

要約すると、①脳血管障害、心疾患、悪性新生物、認知症など疾病構造の変化による要治療・要介護者の増加、②家族の存在とそれに伴う家族機能の変化（単身高齢者・高齢者世帯等の増加）[4), 5)]、③子の親に対する扶養意識の変化、④老齢年金の給付と負担の変化等が挙げられる。

更に、このような社会的な傾向の一方で、未だ介護に関しては、偏見や固定観念などのスティグマの存在があり、あるいは、長期化する不況の影響を受けつつ格差社会の拡大に伴う経済的事由[6)]での介護保険制度の十分な活用の不足もあることもまた、事実である。そして、このような状況が、高齢者

虐待事例の中でも、家庭内で発生するケースが非常に多く見られるという現象を引き起こしている。家庭のなかで一旦要介護状態となった高齢者は、「世話を放棄されたら困る。」「迷惑をかけてすまない。」といった心理が働き、養護者に対して従属的になり、不当な扱いを受けても耐えるか、苦情を言っても関係修復は最悪となり、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任及び金銭・財産の詐取などの経済的虐待等に曝されることになる。事態は深刻で、このことは高齢者としての権利擁護の不十分さ、とりわけ、高齢者虐待に象徴される人権侵害につながっていると考える。このような高齢者虐待問題は、一旦要介護状態となると、そこから派生する身体的自立の阻害のみならず、高齢者の所得保障や経済的自立、精神的自立を阻害するだけでなく、介護に関わらない領域も含めた高齢者の人権全体にも大きな影響を与える性質をもつものと言える。高齢者虐待の対応は、年金の水準をどう決めるか、介護保険の活用をどうするかだけで片づくわけではなく、高齢者それ自体の意味が変わってきたこと、健康や病気のパターンに変化を生じたこと、その他諸々との関連において、高齢者対策へのよりラジカルな取り組みが求められているのである。

Ⅱ．高齢者虐待防止法の制定と法の目的・定義

⑴　目的

本法律は、高齢者の虐待の防止と高齢者の養護者に対する支援という、被害者保護と加害者となる養護者支援を同時に目的理念に掲げた実定法としては初めての法である。

本法の第１条において、高齢者の尊厳の保持と権利擁護を法の目的に掲げている。

⑵　定義

本法の第２条において高齢者虐待の定義については、虐待の主体、客体および虐待の様態、程度等の面から規定された（表１参照）。

表１　「高齢者虐待」の定義　（高齢者虐待防止法上の定義）

	誰が（虐待の主体）	誰に対し（虐待の客体）	いかなる行為をすることか（虐待の様態）	分類名称
養護者による高齢者虐待	養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が （第２条２項、同条第４項第１号）	その養護する高齢者（65歳以上の者）に対し （第２条１項、同条第４項第１号）	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（第２条第４項第１号イ）	身体的虐待
			高齢者を衰弱させる様な著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること　（第２条第４項第１号ロ）	「介護・世話の放棄・放任」
			高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（第２条第４項第１号ハ）	心理的虐待
			高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること　（第２条第４項第１号ニ）	性的虐待
	養護者又は高齢者の親族が（第２条第４項第２号）	当該高齢者に対し（第２条第４項第２号）	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること　（第２条第４条第２号）	経済的虐待
養介護施設従事者による高齢者虐待	老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター（養介護施設）の業務に従事する者が （第２条第５項第１号）	当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者に対し （第２条第５項第１号）	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（第２条第５項第１号イ）	身体的虐待
			高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること　（第２条第５項第１号ロ）	「介護・世話の放棄・放任」
			高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（第２条第５項第１号ハ）	心理的虐待
			高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること　（第２条第５項第１号ニ）	性的虐待
			高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること　（第２条第５項第１号ホ）	経済的虐待
	老人居宅介護支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業（養介護事業）において業務に従事する者が （第２条第５項第２号）	当該養介護事業に係わるサービスの提供を受ける高齢者に対し （第２条第５項第２号）	第２条第５項第１号イからホまでに掲げる行為（身体的虐待、「介護・世話の放棄・放任」、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）を行うこと（第２条第５項第２号）	

出所：財団法人厚生労働研究会「高村浩作成」抜粋

具体的には、高齢者を65歳以上の者と年齢限定したなかで、大きくは在宅の高齢者ならびに施設の高齢者に区分して規定された。虐待の主体を、養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外の者）によるものとしたが、経済的虐待に対しては養護者又は高齢者の親族とし、親族まで虐待の行為主体を拡大して規定された。施設内虐待に対しては、養介護施設従事者及び養介護事業所等の従事者等によるものと規定された。

虐待の客体を、その養護される高齢者（65歳以上の者）と規定され、経済的虐待に対しては当該高齢者と規定された。虐待の様態（行為類型）に関しては、①身体的虐待（高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行)、②「介護・世話の放棄・放任」又はネグレクト（介護・養護の著しい懈怠)、③心理的虐待（高齢者に対する著しい暴言または拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動)、④性的虐待（高齢者にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること)、⑤経済的虐待（財産の不当な処分）の５つに区分し、その中の「介護・世話の放棄・放任」に対しては、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為等養護を著しく怠ることとし同居人に対しても同様の虐待行為の主体として判断基準を示している（２条４項)。また、わが国では未だ馴染みのない虐待の概念である「セルフネグレクト」[7]は最終法案から削除された[8]。

Ⅲ．高齢者虐待の実態

近時、家庭や施設などの密室的・閉鎖的環境において、高齢者が家族員などの世話をしてくれるはずの者から虐待を受ける等の問題が顕在化し、新聞・テレビなどのマスメディアによって深刻な問題として頻繁に取り上げられるようになってきた。しかも、こうした虐待事例は養護者による無理心中か介護殺人という最悪な形で報道されることが多い。

その口火を切った事例としては、1994（平成６）年５月、埼玉県において、認知症が進んでしまった母親と妻の2人を介護していた男性が、母親を殴っ

て死に至らしめたという事件が起きて、社会に大きな波紋を投げかけた[9]。

この男性は、その当時、尊属殺人の犯人として起訴された。孝行息子から一転して尊属殺人者となってしまったこの男性に対して、多くの人々から減刑嘆願書の署名が提出され、異例に軽い執行猶予付きの判決が言い渡されたのだが、本件は日本的な高齢者介護の現状を象徴した事件であった。

その一方で、この事件は、暴力による高齢者虐待の極端な類型の１つとみることもできたが、その当時の新聞などは「高齢者虐待」として取り扱った記事は一件も見当たらなかった。その後、わずか数ヶ月の間に、鳥取県に住む脳卒中で自宅療養中の93歳の女性が、ベッドを汚したという理由で、69歳の娘によって、寝間着姿のまま雨の降る裏庭に放り出され、明け方凍死している母親を隣人に発見されるという事件が、正月早々のニュースとして報じられた[10]。このように介護にまつわる同様な殺人事件が連続しておこったことで、高齢化社会への不安をかき立てるなど、単なる尊属殺人とは異なった反応を社会に呼び起こすことになった。

その1995（平成７）年の事件発生半年後、同年７月１日施行の「刑法の一部を改正する法律」（平成７年法律第91号）により、尊属殺人罪（刑法200条）、尊属傷害致死罪（刑法205条２項）、尊属遺棄罪（刑法218条２項）及び尊属逮捕監禁罪（刑法205条２項）の尊属加重規定は全て削除されている。

(1)　判例にみられる養護者像

本節では、平成になっておきた介護にまつわる殺人事件等を通して、養護者像について検討する。

〔事例１〕　長年連れ添った夫による介護殺人事件[11]

本件は、1989（平成１）年６月29日、長年連れ添った妻（当時69歳）が病院で突発性間質性肺炎と診断され、入院後数日して認知症の症状も出現し、咳などの発作で苦しむ様子を見かね、かつ、昼夜を分かたぬ看病に疲れ、妻を楽にさせてやりたい一心から殺害した夫（当時74歳）を懲役２年の実刑

に処した原判決の量刑は不当に重くないとして被告人控訴を大阪高等裁判所判決で棄却され奈良地方裁判所判決の判決は殺人罪（刑法199条）と自殺関与及び同意殺人（刑法202条）が確定した事例である。

〔事例２〕　長男による介護ストレスが引き起こした承諾殺人事件[12)]

本件は、1999（平成11）年10月６日、長年自宅で寝たきりの母親の介護をしていた同居中の長男が母親を殺害したとして殺人罪で起訴された事実において、母親が殺人について承諾をしていた可能性が否定できないとして、承諾殺人罪（刑法202条）を認めた事例である。

〔事例３〕　両親の嘱託に応じた障害をもつ長男による嘱託殺人事件[13)]

本件は、2001（平成13）年10月24日、病床に伏している両親（当時父76歳、母59歳）から死にたいと哀願された長男が、長男自身も進行性の脊髄疾患による歩行困難な体幹機能障害となり、回復の見込みがなく、両親の介護ができなくなるなどと将来を悲観し、嘱託に応じて両親を絞殺したという事案につき、懲役３年執行猶予５年が宣告された事例である。

〔事例４〕　老老介護による承諾殺人事件[14)]

本件は、2003（平成15）年11月26日、夫（当時90歳）である被告人は、以前から、両膝変形性関節症を患っていた妻（当時82歳）を介護していたところ、妻が膝の痛みを訴え、「痛い。殺してくれ。」「死にたい。」など口にするようになり、妻の殺害に関し真に承諾のなかった被害者を殺害した被告人に対して、真に被害者の承諾があったと誤認したものとして、承諾殺人罪の成立を認め懲役３年執行猶予４年が宣告された事案である。

量刑の理由として、被告人は、90歳の高齢で懲役刑を受けるのも容易でないことも考慮されている。

以上の判例にみられる養護者像を分析すると、親への孝養心や夫婦間の愛情の欠如にその原因があるとは一概にいえない状況である。現代において孝

養の念が乏しくなったことは肯定せざるを得ないとしても、男であれ、女であれ個人が個人の生活を楽しみ、自己の生き甲斐を求めることを誰も非難することは出来ない。在宅介護の代償が、介護にあたる家族、特に娘や息子の献身的な生活の犠牲の上に成り立っていることは厳然たる事実である。民法は、直系血族及び兄弟姉妹は、お互いに扶養義務を負う旨を定めている（民法877条１項）。子の親に対する扶養義務は、近代法すべてが認めているところであり、子が親の扶養をすべきこと自体には、さして異論はないものと思われる。

近時、老親の扶養問題は、経済的援助から心身両面にわたる介護へと移行している。介護にかかわる過去の判例を類型化すると、①扶養者の一人に引取扶養をさせ、その他の扶養義務者に金銭扶養をさせる（仙台家審56.3.31家月73頁ほか）。②扶養義務者に引取扶養をさせることは必ずしも適当ではないとして、金銭扶養のみを命じた事例がある。扶養義務者と要扶養者の間に感情的な対立がある場合（福岡家小倉支審昭和40.8.3家月18巻１号85頁）、要扶養者の施設入所を維持する場合（広島高松江支決昭和55.7.21家月34巻５号57頁ほか）等の事例である[15)]。

近年、家庭裁判所に持ち込まれる案件は、経済的困窮による援助を求めるものから、同居に伴う親子関係の調整を求めるといった、より深刻な紛争に移りつつあると言われる。扶養の方法として、引取扶養を認めるのが大方である。そのなかで、これまでは、中高年層では、子との同居を希望するものが相変わらず多数を占めているのに対して、子の側は、親との同居を希望していないといわれていたが、最近の高齢者のみの世帯が増加している背景には、子どもとの同居に関する意識が変化し、子どもとの同居を必ずしも望んでいない高齢者が増加していることが考えられる。2003（平成15）年の厚生労働省「社会保障に関する意識調査」によると、子どもと「同居したい」と考える高齢者の割合が大きく減少している一方で、「子どもが近くにいれば別居でもよい」と考える者が増加している。また、こうした傾向は、都市部ほどより顕著にみられる[16)]。

判例が示す加害者（息子や高齢の夫等の養護者）は、社会的サービスに対する情報不足や判断能力の衰え、生活不安や自己の健康不安等によって、「在宅サービスなしに無理を重ねる家族介護」が現前にあることを示している。本事例を過去の扶養に関する判例に照らすと、①の引取扶養の範疇に入ると思われるが、他の扶養義務者がいても被告人一人が介護を一手に引き受け、誰に相談した形跡もなく孤立した中で黙々と介護に専念した結果の出来事である。

以上のことから、高齢者虐待防止法における「現に養護する者」は、民法上複数の扶養義務者がいても介護を引き受けた者が「現に養護する者」に該当するのであって、他の扶養義務者は責任を問われないのである。したがって、高齢者の「養護者」または「家族その他の関係者（成年後見人等）」の役割を位置づけた上で、養護者を支援する方策がより重要であると考える。その上に立って既存の介護保険制度や地域権利擁護事業・成年後見制度等を如何に活用していくか、申請主義をとっているわが国ではその調整を誰がするのか、課題を残す結果となっている。

⑵　介護サービス苦情解決事例にみられる高齢者虐待の恐れ

介護保険制度は利用者と事業者によって成立する「契約」によって、利用者が事業者を選択し、事業者は利用者のニーズに応じた介護サービスを提供し、契約どおりに介護サービスを提供されない場合は、利用者等は法的な解決の他に、苦情申立を行うことができるとされている（介保176条１項、２項）。その介護保険法第176条に法的根拠を置く都道府県国民健康保険団体連合会が対応した苦情・相談事例の中から、高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義の範疇にはいると思われる事例を抽出し定義に照らして分析を行った。

〔事例１〕　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所中のケース[17)]

①　相談者：家族（孫）

②　苦情・相談・問合せ等内容：施設から５月中旬に介護の説明会があり、契約書にサインをしたがケアプランがまだ開示されていない。また、特養の職員に会っても挨拶しないし、ある時、オムツを外したままベッドの上に放置されていたこともあった。また、下着がなくなることもあり、昨日は下着が切られていた。色々言っていると施設から出て行ってもらわなくてはならなくなると言われたこともある。

〔事例２〕　介護老人保健施設入所中のケース[18)]

①　相談者：家族（子）

②　苦情・相談・問合せ等内容：70歳父、〇月〇日脳梗塞→左半身麻痺。病院で２回手術、３ヶ月後退院。その後、父は２回転院後、Ａ老人保健施設へ入所。入所２ヶ月たったが生活リハビリのみで、家族の思いと違うので、苦情を申し立てた。左手首も内側に90度入った状態のまま（左半身麻痺）。また、夜間不眠で薬が増えて昼も朦朧としている状態であり、脳外科の医師は薬の影響と言うが、Ａ施設の医師は影響のない薬だと言っている。色々なことで人間関係が崩れており、Ａ施設は数ヶ月しかおれないと聞いて前のリハビリ病院に行きたいが・・・。

〔事例３〕　介護療養型医療施設入所中のケース[19)]

①　相談者：家族（子）

②　苦情・相談・問合せ等内容：匿名にて電話があり。介護療養型医療施設に入所中で月10万円も請求があり年金生活で苦しい。痰を他人に使った道具で取ったりもされ、いろいろ苦情を言うとドクターからここでは治療が出来ませんというし、婦長は３日くらい口も聞かれないこともある。また、ほかのところに行ってくれと言われ、紹介状を書きますとも言われた。母が、昨日、泣きながら「もう我慢できない」と言ってきた。

市町村にも相談したいが、病院と話し合ってくれとしか言わない。

〔事例４〕　介護療養型医療施設入所中のケース[20)]

①　相談者：家族（子）

②　苦情・相談・問合せ内容：98歳の母、入浴サービス等を受けたいが、点滴が必要となり入院。入院したところ食事もオムツもしてくれない。自分は80歳で妹も70歳であり、きついと言って付き添いが出来ないために家政婦を雇っている。なお、家政婦は病院には表向き「親戚」と言っている。

〔事例５〕その他のケース、「利用者の身元引受人による職員への暴力」[21)]

①　相談者：施設職員

②　苦情・相談・問合せ等内容：施設入所中の利用者の身元引受人が施設内で暴れて困る。施設としては、利用者に対して十分介護しているが、身元引受人は納得いかないらしく、利用者に対して病院のように痰を吸引してもらえない、水分補給がない、おむつを替えないなどの理由で、施設で暴れたり、職員への暴力がある。この様な場合、どこへ相談すればよいのか。

【ケースの分析】

平成12年度の熊本県国民健康保険団体連合会が取り扱った苦情・相談事例60件の中から高齢者虐待の定義に照らして虐待の恐れがあるケースを抽出し分析した。

事例１は、介護老人福祉施設の業務に従事する者が（虐待の主体）、当該養介護施設に入所し、その施設を利用する高齢者に対し（虐待の客体）、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る長時間おむつを付けないで放置しているネグレクト行為、職員の無視、施設の圧力等の心理的虐待行為がみられたケースである。

事例２は、介護老人保健施設の業務に従事する者が（虐待の主体）、当該養介護施設に入所し、その施設を利用する高齢者に対し（虐待の客体）、高齢者の身体に外傷を生じるおそれのある過度の薬物投与による「身体拘束・抑制」（虐待の様態）がみられたケースである。「身体拘束・抑制」に関しては、介護保険法では、身体的拘束禁止規定省令（1999年３月３日発令）によって禁止行為とされているが、高齢者虐待防止法においては、定義にはないが「市町村、都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（第１版）」（厚生労働省、2006.4）において、身体拘束、抑制も虐待の範疇と表明している。これは、議員立法の限界を現場につなげるための法解釈通知のような重みのある定義になっている。

事例３は、介護療養型医療施設の業務に従事する者が（虐待の主体）、当該養介護施設に入所し、その施設を利用する高齢者に対し（虐待の客体）、①他人に使った道具で痰をとる手抜きによる感染などの危険に曝す行為、②暴言や無視・圧力などの心理的虐待等がみられたケースである。

事例４は、介護療養型医療施設の業務に従事する者が（虐待の主体）、当該養介護施設に入所し、その施設を利用する高齢者に対し（虐待の客体）、食事やオムツ介助を家族（家政婦）に代替させる「介護・世話の放棄・放任」がみられたケースである。

事例５は、高齢者虐待防止法の定義にはないが、緊急性の高い虐待事例や深刻な虐待事例のなかには虐待者との分離をはかり「一時保護」する措置を取ることが出来るとされているが、その過程で虐待者（養護者）が暴れたり、ストーカー行為等を体験したと学会報告等を受けて、今後も起きることを予測してケースとして取り上げ分析した。

したがって、介護保険法では、誤った要介護認定や保険給付、保険料等に関する行政処分については、介護保険審査会（介保183条）に審査請求を行うことができるが、その他の行政処分性のない苦情については国民健康保険団体連合会に救済を求めることができる。その権利・利益の侵害が、介護サービスをめぐる事業者・施設による侵害の場合は、利用者自らが権利擁護

(セルフアドボカシー)[22]をすることが理想的であるが、施設からの報復を恐れて匿名希望者もいる。

このような法制上の義務づけに根拠をもつ苦情解決制度は、裁判によらずに苦情・不服の解決・救済を図る事を目的とした「権利擁護システム」の1つである。行政不服審査と共通する面もあるが、①行政処分にあたらない日常的な介護行為（民間サービス事業者、民間施設による介護行為を含む）等に対する苦情を広く受理する。②裁決（行政庁が処分若しくは不作為についての再審請求・再再審請求に対し、訴訟手続きにより判断を与える一種の行政処分。当事者だけでなく関係行政庁を拘束する）の手段によらず、苦情を受理したサービス事業者が自ら改善に努め、市町村等の公的機関はこれに対して、指導、助言または斡旋を行うこと、等の点が異なる。苦情解決の窓口や機関、とりわけ、国民健康保険団体連合会には、審査裁決ではなく、利用者の対場に立った積極的な権利擁護が期待される。この手続きは、介護保険法によって初めて導入された権利擁護システムである。

更に、改正・介護保険法では、指定事業者に対して、養介護者の人格の尊重・忠実義務が法定されたことにより（介保74条４項、78条の４項６項､88条４項等)、虐待を行った場合、事業者の指定取消が可能であることが、明確化された（介保77条４項､78条の９第６号､92条１項４号等)。したがって、本制度は高齢者虐待防止の観点からもネットワークサポートシステムとしての機能が期待される制度であると考える。

⑶　大阪後見支援センター“あいあいねっと”相談事例にみられる高齢者虐待

1999（平成11）年10月からスタートした都道府県社会福祉協議会による「地域福祉権利擁護事業」は「成年後見制度の福祉版」とも言われる事業である。一方の成年後見制度は、2000年４月から施行され、2004年に一部改正され、サービスの選択や苦情申立等の際に支援する制度としてスタートし現在に至っている。この二つの事業は、高齢者虐待の類型の「経済的虐待」の防止

および早期発見に期待される制度である。

周知のように、成年後見制度は、介護保険制度導入に伴い、民法の禁治産・準禁治産制度がより利用しやすい成年後見制度に改正された一方で、「任意後見契約に関する法律」（平成14年法改正）により任意後見制度が創設され、介護保険制度の運用を担う重要な役割として期待されている。他方、地域福祉権利擁護事業は、その成年後見制度の補完的な事業として、「成年後見制度利用支援事業」〔介護予防・地域支援事業の実施について〕（最新改正　平成17年老発0927004）社会福祉協議会を中心に福祉の側面から支援を展開している。本法と福祉の総合的な支援を展開する上で、市町村の役割は非常に大きいと言える。このシステムによって、今後市町村における権利擁護機能の強化が注目されるところである。高齢者虐待防止法においては、認知症などによって契約上の意思決定ができない高齢者への金銭・財産の詐取、所謂、「経済的虐待」の防止及び救済を図るため、成年後見制度の利用促進（高虐28条）が法律に盛り込まれている。併せて、改正・介護保険法にも各市町村は権利擁護事業を設置するよう義務づけられている。そこで、運用実績がある大阪後見支援センター“あいあいねっと”（1998年設立）が取り組んでいる権利擁護事業等のなかから高齢者虐待の範疇と思われる事例を取り上げ、考察を試みた。

〔事例１〕一人暮らしの軽度認知症がある高齢者の「財産侵害」に対応したケース[23)]

本事例は、隣家の民生委員の「通報」によって発覚した80歳女性の「財産侵害」事件に対し成年後見支援センターの財産保全・金銭管理サービスに乗せることによって、その後のさらなる侵害を防ぐことのできた事例である。

①　対象者：軽度の認知症がある高齢者女性（80歳）。一人暮らし。子どもはなく、兄弟との関係も疎遠となっている。

②　相談者：隣家の民生委員。

〔事例２〕　重度の認知症高齢者の「財産管理」をめぐる内縁関係男性と姪のトラブルの調整[24)]

本事例は、重度の認知症がある単身高齢者の多額の財産管理をめぐり、それまでは、内縁関係の男性が財産管理をしていたが、親族である姪が管理したいと名乗りを上げ、いずれの管理に任せるのが本人の意思に添うものか、間に入った保健師が当惑した事例である。

①　対象者：重度の認知症高齢女性（82歳）。一戸建ての持ち家に一人暮らしをしている。結婚歴はない。親族に姉がいるが、ほとんど付き合いがない。

②　相談者：保健師。

〔事例３〕　息子夫婦による「世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「経済的虐待」の恐れがあるケース[25)]

本事例は、幼いころから世話してきた甥を養子に迎え、その養子世帯から同居を勧められ、それまでの蓄えを渡して家を建て同居したものの、家の風呂や洗濯機は使わせてもらえず、食事さえ与えられない。その反面、年金はきちっと半分は取られてしまう。そんな生活を強いられていることに、本人の妹が我慢できずに、大阪後見支援センターに訴えてきた事例である。

①　対象者：80歳代の女性。老化により足腰が弱って、手押し車による歩行。20年前に夫は他界。実子なし。早くに亡くなった妹（二女）の長女を養女に、三男を養子にする。

②　相談者：三女になる妹。

〔事例４〕「身体的虐待」から逃れ、施設入所した高齢者を無理矢理退所させようとする息子のケース[26)]

本事例は、息子夫婦からの虐待からやっと逃れ、特別養護老人ホームに入所できたにもかかわらず、息子夫婦が施設に対し、「勝手なことをするな」、「家に連れて帰る」と、主張してくるようになり、その対応に苦慮した事例

である。

① 対象者：70歳代の高齢女性。20年前に夫は他界。その後、息子夫婦と同居。現在、特別養護老人ホーム入所中。現時点では、意思能力は明確である。

② 相談者：対象者が入所している特別養護老人ホームの職員。

【ケースの分析】

先駆的に取り組んでいる大阪後見支援センター“あいあいねっと”が取り扱った案件をもとに虐待の定義に照らしケースを分析した。

事例１は、悪徳業者による（虐待の主体）、一人暮らしの軽度認知症がある80歳の高齢女性に対し（虐待の客体）、高齢者の土地・財産を不当にだまし取ろうとした（虐待の様態）「経済的虐待」のケースである。高齢者虐待防止法の雑則に、⑴財産上の不当取引による被害の防止等に対しては、市町村は、第三者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、又は関係機関を紹介するものとされている（高虐27条１項）。また、⑵国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないとされている（同28条）。本事例は、隣家の民生委員の「通報」よって更なる侵害を防止できたケースである。

事例２は、内縁関係の男性と姪による意思能力がない重度の認知症高齢者に対して「財産管理」をめぐって争ったケースを取り上げた。意思能力がない認知症高齢者に対して、姪が禁治産宣告の手続きを進めているというが、裁判所がどう判断したかは記載がないので不明である。事例１、２のような認知症高齢者をめぐるトラブルは、成年後見制度も、地域権利擁護事業も、解決を先送りしてしまった重要な課題である。意思能力がない場合、財産の管理、医療、介護サービスの決定や施設入所への入院・入居手続き等の決定にあたって成年後見人、医療・福祉専門職員および市町村（保険者）の間で、どのような権限・責務の分担を負うべきか、課題を残す事例である。

事例３は、養子の息子夫婦による（虐待の主体）、当該高齢者（母親）に対し（虐待の客体）、高齢者から不当に財産上（預貯金、年金等）の利益を得る「経済的虐待」、また、その嫁による暴言・恫喝などの「心理的虐待」、満足に食事を与えない「介護・世話の放棄・放任」等が混在したケースである。大阪後見支援センターが取った対処方法は虐待者からの分離策で、老人福祉施設への入所によって保護したケースである。

事例４は、養護者の息子による（虐待の主体）、高齢者（母親）に対し（虐待の客体）、虐待者（息子）からの「身体的虐待」、「経済的虐待」から逃れ、老人福祉施設に入所中の高齢者を無理矢理退所させようとする虐待者（息子）に対処したケースである。

高齢者虐待防止法上の「経済的虐待」の定義に関しては、虐待の主体は、現に高齢者を養護する者又は高齢者の親族（高虐２条４項２号）とされ、内縁関係や友人、近隣住民などは含まれていない。また、施設内虐待に関しては、老人福祉施設等の業務に従事する者および事業者に限定されている（同２条５項１号）。虐待者である養護者を支援するショートステイなどへの「一時保護」措置制度もあり、養護者又は高齢者の親族による経済的虐待は金銭や財産上の問題だけでなく、認知症や人間関係など複雑に絡み合って事件となっていることから、高齢者本人の意思や判断能力によって、対応方法も異なってくる。本人の意思が不明確な場合、確かに本人に成り代わっての判断は危険である。しかし、例え親族であろうと後見人でもない限り、本人の身上面、金銭面を勝手に決めることはできないのである。また、施設入居者に対しては、親族の面会の様子等、親族との関係がよく見える立場にある施設従事者は、その立場から、本人の利益を最優先にしての判断を、毅然とした態度で貫くべきであるが、施設だけにその責任を負わせるのも負担が多いと思われる。大阪後見支援センターはそのような施設を支援する役割も担っている。知的障害者、認知症高齢者、精神障害者等の判断能力の不十分な人たちを対象に、権利擁護に関わる相談事業及び金銭管理を行う経済生活支援サービス事業等を実施している機関である。その具体的な事業内容は、談話

相談を主にした一般相談と弁護士及び社会福祉士の面談による専門相談及び必要に応じた出張相談も行っている。

当センターにおいて、2005（平成17）年度の権利擁護相談事業に寄せられた認知症高齢者の相談総数は501件で、その主な相談種別は、①成年後見制度261件、②財産管理91件、③金融・消費契約８件、④財産等の権利侵害５件、⑤その他82件である。成年後見制度にかかわるものが、261件と半数以上を占めている。相談種別で次に多いのは、財産管理、金融・消費契約、財産等の権利侵害に関するものであり、その殆どが一人暮らしの高齢者である。高齢者虐待に関するものは、財産等の権利侵害32件に含まれており、明らかに高齢者虐待と認められるものは27件である[27)]。その殆どは、高齢者虐待の類型でいうと、「経済的虐待」の範疇に入るケースである。経済的虐待は、地域福祉権利擁護事業契約前の生活状況の調査や既に関わりをもっているケアマネジャーや民生委員、保健師等によって発見されている。したがって、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業は経済的虐待の早期発見及び防止に大いに貢献しうる制度であると考える。

⑷　虐待防止センター“フィオーレ南海”の事例にみられる高齢者虐待

2006年４月から高齢者虐待防止法が施行され、今後本格化していくであろう高齢者虐待防止センターや高齢者虐待防止ネットワークの活動、高齢者介護施設および事業所等における虐待防止の取り組み、地域権利擁護事業の取り組み、先述の成年後見制度の取り組み、福祉オンブズパーソンの取り組み等々によって、高齢者虐待の防止および早期発見に資するシステムとして注目されるところである。そこで高齢者虐待防止法の施行に先駆けて、各地で展開している高齢者虐待防止に関連した権利擁護活動の中から実践例をあげ、その高齢者虐待防止権利擁護活動内容を通して現状並びに問題点を探ることとした。高齢者虐待防止の相談先・関連機関としては、市町村の窓口であるが、委託を受けた地域包括支援センターが中核機関となって、在宅介護支援センター、保健所、保健センター、民生委員、家庭裁判所、警察署など

と協同して運営にあたることになる。

本節では、今後、高齢者虐待防止及び早期発見の要となるであろう虐待防止センターを設立し、既に運用実績をもつ大阪の民間事業者「フィオーレ南海」の取り組みを取り上げ検討する。「フィオーレ南海」は、高齢者虐待防止法制定以前の2002年から「高齢者虐待防止センター」を設立し、その後、2004年から包括的な虐待防止に向けて、児童虐待、夫婦間暴力、所謂ＤＶ、障害者虐待、高齢者虐待と共通の課題を基礎に取り組んでいる。1999年から特別養護老人ホーム（入居定員：52名）、短期入所（利用定員：18名）、通所介護（利用定員：30名）、訪問介護、居宅介護支援、併設診療所等の地域型の在宅介護支援センター事業を行っている中で、2002年10月に、朝日新聞厚生文化事業団の助成を受けて「高齢者虐待防止センター」を開設している。その具体的な事業内容は、①虐待に関する相談及び支援、②啓発事業、③調査研究事業、④支援センターネットの構築等である。

開設当初は、周囲に十分知されていないこともあってか、相談件数はなく、むしろ、そこに相談協力員として集まった近隣の事業所、相談員などの抱える事例について話し合う、自然発生的なピアカウンセリングのようなものから始まったという。その虐待防止センターの要となる「支援センターネット」は、緊急で保護する事例の場合に措置施設の対象者でない事例もあり、また、医療的保護を要する場合には、措置施設では対応が困難である場合があり、また、養護者などの虐待者から匿い、一時保護する機能も必要なことから「緊急保護」に対応できるシェルター的なネットの構築を意図したものである。

その虐待防止支援センターが受ける相談件数は、おおよそ、月間100件から120件で、殆どが地域の町内の利用者である。例外として、近隣の市町村住民からの相談もあり、訪問型の相談も行っていて、その地域の支援センターと連携、協働している。

虐待に関する相談への対応は、早期のチーム編成が最大の鍵となる。相談を受けた専門職者（社会福祉士、保健師、介護支援専門員など）が一人で抱

え込まないことが重要である[28)]。柴尾理事長も、地域のインフォーマルな支援者と共に、行政を含むチームアプローチが不可欠であると言う。

〔事例１〕　息子の経済的虐待から「緊急保護」したケース[29)]

本事例は、夫死亡後10年ほど一人暮らしをしてきた60歳代の女性である。その女性には息子が一人いるが、その息子は離婚後いつの間にか、母親の年金管理を勝手にするようになり、通帳、印鑑等も返さなくなる。離婚後息子は、子ども（孫）二人と生活しているが、定職に就かず、朝から飲酒するなど、常に金には困窮している状況である。その状況を見かねて被害者の母親が、お金の件を口にすると、息子は包丁を持ち出し、暴れ出すといった事例である。

①　虐待の発見：被虐待者の母親からのＳＯＳを受けた「居宅サービス事業者」からの当センターへの「通報」による。

②　対処内容：被虐待者（母親）の意思の確認（息子が怖い、顔を見たくない。人生をやり直したい。）の上、緊急保護する方針をチーム（生活保護担当、高齢福祉担当、居宅サービス事業者、当虐待防止支援センター職員）で、決定し、女性センターを経由した上で、養護老人ホームに保護した。また、孫に対する「児童虐待」も疑われ、児童相談所にも通報した。

【ケースの分析】

本事例に対して決定した内容は、被虐待者（母親）を虐待者（息子）から居所を隠すことで、同一市内は危険と判断し、当面の居所として「女性センター」を一時保護施設として利用の上で定住できる場所を検討する、というものであった。

本事例のように、本人の意思が明確で聞き取り可能な場合には、保護も迅速に行えるが、認知症や寝たきりの高齢者で意思表明が困難な場合には、関

係者の判定や代理人の選任などで時間のかかる問題である。

Ⅳ．高齢者虐待に関する援助方針

先に厚生労働省が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（2003年11月～2004年１月実施）や熊本県が実施した実態調査（2002年９月～2003年８月19日実施）などの結果等で解ったことは、高齢者の養護者（長男）による虐待の頻度が高く、被虐待高齢者自身は、「家の恥」として隠す傾向にあるといわれる。

その調査によると、担当ケアマネジャーなどが、対象高齢者が虐待に曝されているのではないかと疑いをもった動機に、①対象高齢者の言動から、②養護者からの言動から、③対象高齢者の身体的な状況から、④対象高齢者の表情や精神的な状況から、⑤対象高齢者の居宅状況などからの異変に気づくことが虐待の発見の上位を占めている[30)]。

したがって、ケアマネジャーを初めとするホームヘルパー、介護福祉士等の資格を有する者及び成年後見人、生活指導員などの高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の防止及び早期発見に努めなければならないとされている（高虐５条１項）。この事を踏まえて、対象高齢者や養護者の言動、対象高齢者の身体状況、心理・精神状況、居宅状況などの観察の中から、虐待の徴候を見逃さないことが専門職者に求められる。

⑴　早期発見と事実確認の基本姿勢

高齢者虐待の発見の重要な手がかりとなるものとして、対象高齢者と直接に接する養介護従事者の介入のスキルにかかっていると言っても過言ではない。その養介護従事者に求められるスキルには、観察・面接（傾聴・質問・応答・記録等）のスキル、および主張・交渉のスキル、などの一定のスキルが求められる[31、32、33、34)]。

したがって、実践に係わるケアマネジャーやホームヘルパー、介護福祉士、

資格を有する成年後見人等の福祉専門職者は、対象高齢者に対する介入のいかんによっては虐待の発見に重大な結果をもたらすものといえる。被虐待者からの虐待のサインが必ずしも虐待の事実と結びつくとはかぎらないが、状況が悪化すると虐待者からの虐待がエスカレートしていく危険性が高かったり、虐待が起きていたりする可能性がある。

対応の仕組みとして、①虐待の予防のため情報提供と助言の支援、②虐待の届出、通報を受けたら、速やかに安全、事実確認を行うことが求められる。「養護者による高齢者虐待」に対しては、予防→発見→虐待からの保護→再発防止という対応が必要である。予防のためには、高齢者の介護や医療、保健、福祉に携わっている専門職者が、高齢者虐待の意味と要因[35]を事前に十分に理解し、虐待が発生する以前から、虐待の要因を減少、解消させてゆくためのスキルが求められる。虐待を生みやすい要因を抱えている高齢者や養護者は、現に虐待が生じていなくても、将来の虐待予防のため、或いは養護者の介護負担軽減のため、市区町村から委託を受けた地域包括支援センター等に対して相談する。地域包括支援センター等は、介護の専門家として、高齢者や養護者が相談しやすいように、情報提供や助言をして支援する。実際に虐待が発生した場合には、高齢者自身が市区町村や地域包括支援センター等に届け出ることができる。高齢者自身が問題を自覚することことが、問題解決しやすくなることから、可能であれば、高齢者自身が自らものを言う、セルフアドボカシーができるような助言が専門職に求められる。しかし、認知症や家族に気兼ねした状態の高齢者に対しては、高齢者虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した者は、市区町村や地域包括支援センター等に通報するように努力義務が課せられている。

(2)　地域包括支援センターにおける高齢者虐待の早期発見と援助システム

2006年４月から新たに地域の中核機関として、各市町村において創設された「地域包括支援センター」は、利用者の日常生活圏に細分化し、それぞれの日常生活圏ごとにセンターを設立し介護保険法の改正と共に活動が始まっ

たところである。地域包括支援センターにおける支援計画に定める援助内容としては、介護予防など高齢者やその家族への総合的な相談支援を行うことを目的としている。そのなかに高齢者虐待の対応および成年後見制度の紹介等も含まれ権擁護事業も継続実施されることになった。本事業は、初期の段階での対応が極めて重要であることから、利用者本人はもとより、家族、社会福祉士、ケアマネジャー、保健師、民生委員、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保することが重要である。

下記の図表は、地域包括支援センターにおける虐待の早期発見とその援助システムを示したものである（図表２参照）。

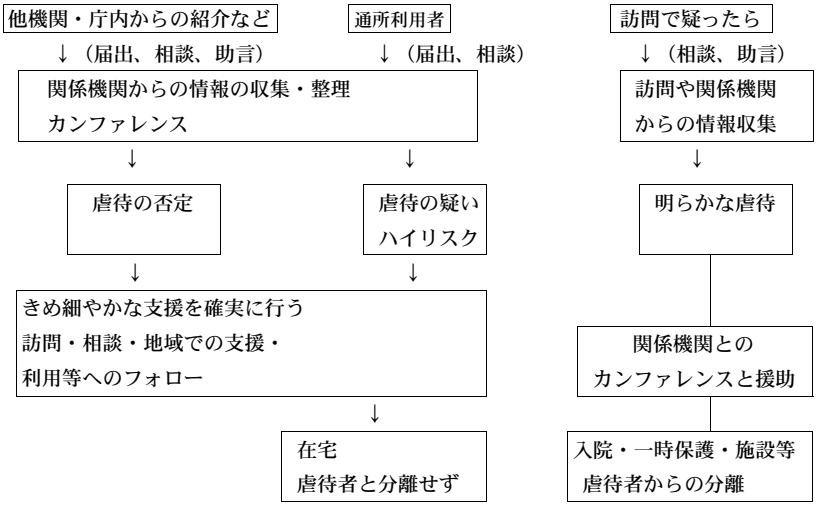

出所：（筆者作成）

図表２　「地域包括支援センター」における虐待の早期発見とその援助システム

高齢者虐待の通報や相談には、さまざまな経路があるが、①高齢者本人が家族との不和をヘルパーやデイサービスの職員に訴えたことが端緒となった場合、②サービス使用料や光熱費等の滞納によって年金や金銭等の詐取が発

見される場合、③担当ケアマネジャーが最低限必要であると勧める介護サービスを家族が説明もなく拒否するというケアマネジャーからの相談、④医療機関から虐待の可能性として相談される場合、⑤近隣の住民が怒鳴り声や悲鳴を聞いて通報する場合⑥ケアマネジャーが介護の改善を強く勧めることに対してケアマネジャーへの苦情として虐待家族が相談してくる場合等々のケースが挙げられる。虐待の早期発見と虐待者・被虐待者双方に援助がうまく機能するためには、高齢者虐待の構成要素に分けて、虐待の確定にむかうことから始める。高齢者虐待防止法の条文で示された虐待の定義は抽象的・原則的であるため現場では具体的な視点と方策をどう構築していくか、今後大きな課題である。先に厚生省が実施した全国調査で採用した高齢者虐待の主な内容と具体例は実態に即した内容となっている（図表３参照）。

⑶　発見後の対応システムと援助方針

被虐待高齢者が発見される動機としては、被虐待高齢者からの届出などの申告は少なく、むしろ、当事者以外の家族員や親戚などの身内や介護サービス提供者、民生委員や近隣の人などからの通報又は専門職員からの内部告発などの情報からであると言われる。

高齢者虐待の情報は、希に虐待を受けている本人からの相談を除いては、民生委員、地区の保健師、担当ケアマネジャーなどからの電話相談や面接相談によるものの他に、介護サービス提供者の家庭訪問時での気づきや介護老人施設、特にデイサービス、ショートステイなどにおける高齢者の言動やその時の状況によるもの、あるいは病院への受診・入院、施設入所の際に、そこに関わった関係スタッフなどによるものなど多岐にわたっている。そして、殆どの場合に虐待による外傷や重症の疾患を除いては、虐待の疑いによる相談という形での情報がもたらされる[36)]。

高齢者虐待防止法においては、市町村は、高齢者虐待の防止等のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとするとされている（高虐６条）。また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者

図表３　「家庭内における高齢者虐待の内容と具体例」

分類	内　容　と　具　体　例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】 ●平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ●ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を服用させたり、身体拘束、抑制をする／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること 【具体的な例】 ●排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話す等により高齢者に恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う ●侮辱を込めて、子どもの様に扱う ●高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ●排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体的な例】 ●日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ●本人の自宅等を本人に無断で売却する ●年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等
介護世話の放棄・放任	介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること 【具体的な例】 ●入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ●水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ●室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ●高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等

出所：(財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「家庭内における高齢者虐待に関する調査」抜粋

を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされる（同法７条１、２項）。しかし、高齢者虐待は、家庭内のプライバシーや人間関係に関わる局面があることから、過度の介入にならによう配慮が求められる。そこで、本法では、養護者による高齢者虐待の通報については、虐待を受けた高齢者の生命や身体に重大な危険を及ぼすような場合は緊急に保護する必要があることから通報義務を課しているが、それ以外の場合は努力義務となっている（図表４）。

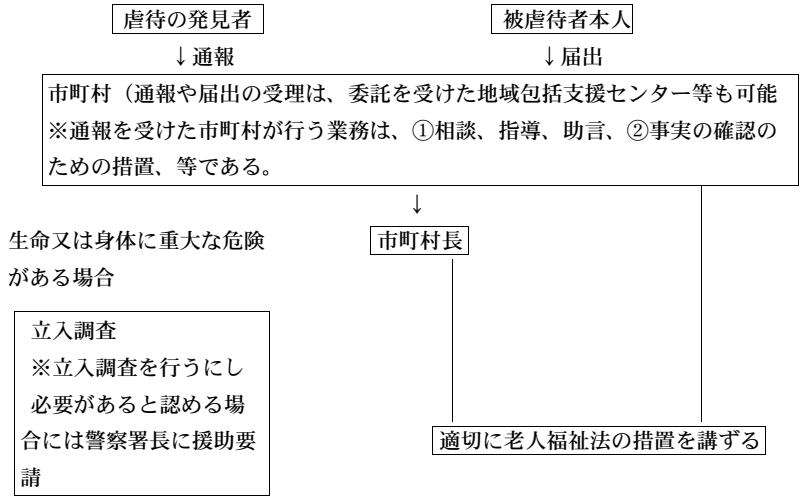

出所：（筆者作成）

図表４　「養護者」による高齢者虐待の対応システム

また、市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係わる事実確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者（以下、「高齢者虐待対応協力者」とする）とその対応について協議を行うものとされている（同法９条１項）。市町村又は市町村長

は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係わる高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じていると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定するショートステイなどの老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法に基づく施設への入所等の措置を講じ、又は成年後見の審判の請求をするものとされている（同法９条２項）。更に、市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者については老人福祉法の規定による施設に入所させる等の「居室の確保」の措置を講ずるものとされている（同法10条）。立入調査に関しては、市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員に、当該高齢者の住所又は居所に立入、必要な調査又は質問をさせることができるとされている（同法11条１項）。警察署長に対する援助要請等に関しては、市町村長は、立入及び調査又は質問させようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を所轄する警察署長に対し援助を求めることができるとされている（同法12条１項）。なお、本法では、養介護従事者等による高齢者虐待があった場合については、既存の老人福祉法及び介護保険法の監督権限の規定を用いることとしているため、警察に関する規定は設けられていない。

したがって、実際、虐待事例の発見された時点での状況、即ち、連絡や通報をどこで受けたかによって対応は異なる。対応の窓口としては、法的には市町村の窓口であるが、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健所、保健センター、民間団体等などの連携協力体制を整備しなければならなとされているが、未だ現時点では、施行間もないこともあってか、システムの運用面では足並みが揃っていない。また、養護者による高齢者虐待についても迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならないとされている（同法16条）。その事は、発見初期の段階で緊急性や重大性を迅速

に判断し、適切な対応をすることが求められる。

そこで、事実確認が複数の目で行われた後、①初期の援助方法、②被虐待高齢者と虐待者の双方に対して行う中期的援助、更には、③長期的な見通しの下に必要なサービスの導入と援助の３段階で対応することが重要である。

① 地域での見守り：日頃から、単身高齢者や高齢者所帯の状況把握として、地区の民生委員や近隣住民など、声かけなどの地域の協力を得ながら、被虐待高齢者、虐待者である養護者の双方を見守り、必要に応じて相談・助言を行い、養護者の心身のストレス軽減を図る。

② 社会サービスの導入：介護保険によるデイサービス、訪問看護、訪問介護、地域福祉権利擁護事業等による社会的サービスなどの活用を図る。

③ 入院・施設入所などの保護・分離：状況に応じて、ショートステイ、介護老人保健施設入所等によって保護し、緊急性、重大性が高い事例の場合は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への措置入所、生命に危険性がある怪我や疾患などの事例は医療機関に入院などにより緊急保護など行い虐待者からの一時保護の措置がとれる（高虐10条）。

⑷ 通報制度

高齢者虐待防止法では、「通報制度」を設けている（図表５参照）。通報先は市町村で、「高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合」に発見者は通報義務が生じる。また、通報を受けた市町村は、地域包括支援センター、高齢者介護支援センター等の「高齢者虐待対応協力者」と対応について協議し、重大な危険があるときは、市町村や地域包括支援センターの職員に立入調査をさせる権限がある。立入調査の際には、警察署長に応援を要請できるとしている。したがって、市町村が高齢者・養護者からの相談

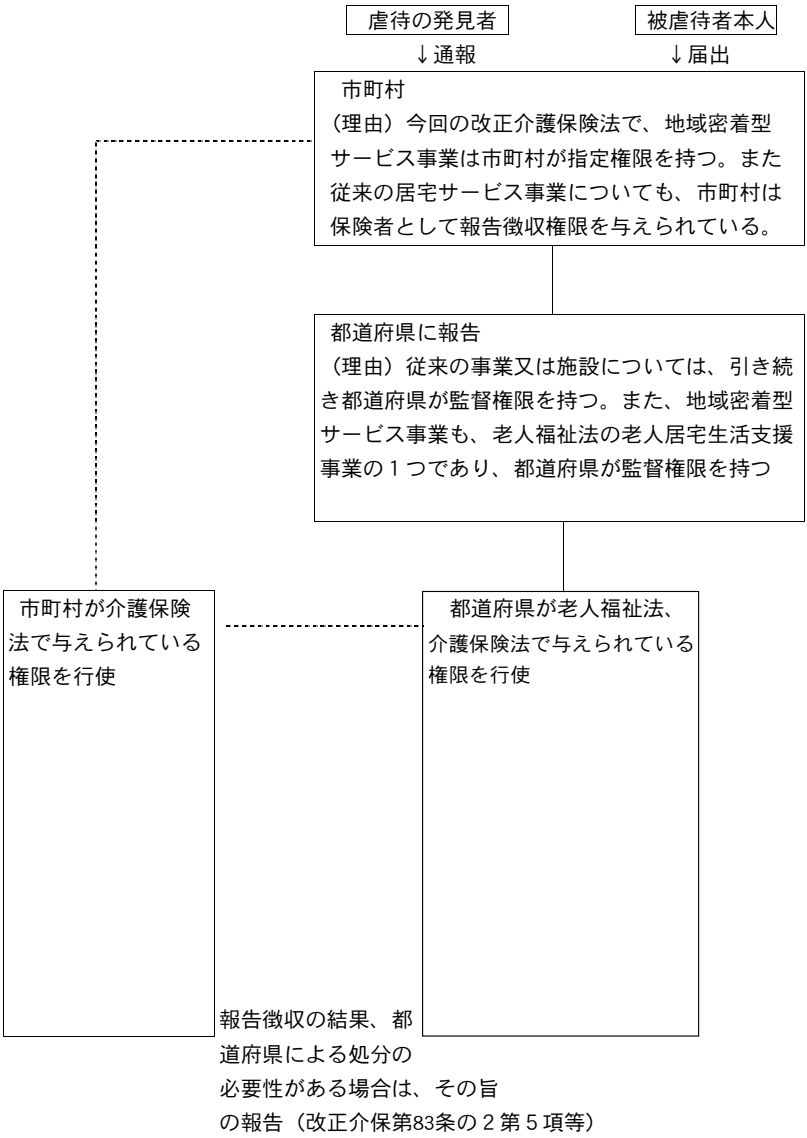

出所：（筆者作成）

図表５　要介護施設従事者等による「施設内虐待」の対応システム

に応じるだけでなく、養護者の介護負担の軽減を図るために緊急措置としてショートステイなどの確保などを講じ虐待の防止にも配慮されている。

他方、施設・事業所内における虐待についても同様に通報に関する規定がある。通報した職員はそれにより解雇など不利益な扱いを受けない事とされているが、虚偽や過失による通報の場合は除かれている。したがって、「施設内虐待」においても、被虐待者の生命又は身体に重大な危険が生じる場合の有るか無しかによって、通報義務又は通報努力義務が課せられている。しかし、現実問題として、虐待の判断に対しては、相当な臨床経験と確かな判断基準を有することが養介護施設従事者又は養介護施設設置者や養介護事業所に求められていると言える。

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等が自ら働く施設等において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、通報義務が課せられているが、本来、高齢者が介護サービスの提供を受けるべき場所での虐待が特に職業倫理規定[37]に反することに加え、自らの施設でサービスを受ける高齢者を保護する義務が課せられる。この場合以外の施設等での虐待を発見した場合は、養護者による家庭内虐待の状況に倣っている。

養介護施設従事者等からの発見者からの通報に加え、被虐待本人からも、その旨を市町村に届け出ることができるとされている（同法21条４項）。虐待の通報または届出を受けた市町村は、通報又は届出の受理に関する事務についての窓口となる部局を周知させなければならない（同法21条５項）。また、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報または届出に係わる養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係わる養介護施設または当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係わる養介護事業の所在地の都道府県に報告しなければならない（同法22条１項）。通報を受けた場合の措置・公表については、市町村長または都道府県知事は、適切に、老人福祉法または介護保険法による監督権限（報告徴収等）を行使するものとするとされている（同法24条）。また、都道府県知事は、毎年、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

をまた、措置などを公表するものとされている（同法25条）。虐待を受けた高齢者を一時保護するため、市町村が老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」（老福10条の４）等を適切に講じるよう求める規定や、その際の居室の確保を求める規定を設けた。そのことで、養護者の介護負担の軽減にもなり、虐待からの回避になると考える。

Ⅴ．課題

高齢者虐待の定義は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定によって規定され、今春（2006年4月）から施行されることになった。

法の運用面においては、より具体的に定義が規定されたことで、介護サービス従事者や市町村の担当者等の実務レベルへの方向性が示されたことになる。したがって、これまで、市町村や介護サービスに関する実務者レベル間で混乱していた虐待の定義や虐待問題が本法の制定によって、実践の場でその効果が期待できるものと考える[38)]。

⑴　高齢者虐待防止法をめぐる意義

第１に、早期発見・早期対応の重要性を定めたことにある（高虐５条１項）。

これまでの実態調査等でも明らかになったように、虐待行為は、往々にしてエスカレートしていく危険性がある。特に、虐待行為が誰の目にも触れずに放置されたままの状態だと、虐待行為を行っている者の規範意識が徐々に低下していくことが報告されている。密室的・閉鎖的な状況にあるからこそ虐待行為が行われるのであり、したがって、虐待を防止するには、高齢者介護の状況について、透明性を確保することこそが最も重要である。虐待の発見が遅れれば遅れるほど被害が大きくなる。本法によって早期発見・早期対応の重要性を特に重視した点にその意義がある[39)]。

在宅の養護者による虐待の場合は、介護保険制度を通して養護者や通所

サービスなどの利用施設にアプローチすることも可能であるが、問題はむしろ早期発見情報が権利擁護システム[2)]につながるかどうかが重要課題である。また、施設従事者等による虐待の場合は、国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情解決制度や外部評価事業等の第三者評価等により虐待の早期発見が期待できる。金銭・財産の詐取などの経済的虐待に対しては、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等を通して透明性を確保することによって虐待の早期発見・早期対応が可能となり虐待の防止になると考える。また、養護者による虐待の場合も、地域権利擁護事業を通して、家庭内の状況を把握することにより、相当程度の虐待防止効果も確保しうると考える。明確に発覚する前の経済的虐待については、地域福祉権利擁護事業だけが既存の福祉制度の中において高齢者の預金通帳の内容にもアプローチでき、詐取などを客観的に確認できる強みも持っているのである。

第２に、養護者の支援について定めたことにある（高虐14条）。

高齢者虐待は、介護ストレス等が原因となって起きることが多く、虐待者である養護者に対する支援が虐待の防止・再発防止につながるという認識の下で法制化された。したがって、虐待者である養護者の支援が必要なものとして位置づけたことに重要な意義をもつと考える。先行モデルである児童虐待の場合は、虐待する親自身に被虐待体験などによる自己肯定感の欠如等が見られ、子どもを自己本位に操作しようとする欲求があることが指摘されている。被虐待児童を虐待する親から分離しようとしても「親権の壁」[40)]に直面してしまい児童の福祉のために最大限の強制措置は不可欠であるのに対して、高齢者虐待の場合は、そのような心理機制は存在しておらず、分離に対する法的規制はなく、もっと穏やかで柔軟な措置がとれる。むしろ、高齢者虐待を防止するには、困難な介護状況を停止することが必要であって、分離した場合の居室を確保しておくことのほうが重要である。

したがって、市町村に対しては、一時保護制度を設け、居室を確保すべき旨の特定規定（高虐10条、14条２項）を規定した意義は大きい。しかし、そ

こに何の問題がないわけではない。

⑵　高齢者虐待防止法をめぐる課題

第１に、高齢者虐待防止法の先行モデルである「児童虐待防止法」にもその歪みが現れているように、虐待の専門家の育成が早急に求められる。即ち、虐待と疑われるケースの対応に対して、専門的な知識やスキルが要求されると言うことである。その相談・助言に際しては、虐待に対する知識はもとより、心理学や社会福祉関連の法律などを修めた専門家によるソーシャルワークやカウンセリングなどによってアセスメント（情報の収集・分析・評価）ができる虐待対応専門家の人材の育成が早急に求められる。

養護者による無理心中や介護殺人等の虐待死という最悪な形で新聞やテレビなどで報道されるようなケースのなかには、市町村の対応の甘さが見られるケースもある。高齢者虐待の通報先や専門相談の窓口が市町村や地域包括支援センターとなっているが、特に、行政の窓口の担当者や地域包括支援センターの担当者は、専門性の高い人員配置になっているのか懸念される。

第２に、施設従事者における高齢者虐待の対応システムとして、自己通報と行政監督システム[41]を中心に規定していることにある。

自己の勤務する施設内で高齢者虐待行為を発見した施設職員は通報義務を負っていると同時に、虐待の当事者にもなりうるという二重の規制になっているということである。福祉関係者が高齢者虐待に対して問題意識を強め関与が深めれば、それだけ個人や家庭のプライバシーに踏み込む度合いも大きくなる。連携協力体制を整備しなければならい（高虐16条）とされているが、福祉と保健・医療（看護）の連携も、他方では他人のプライバシー（情報）の交換という側面を持つ[42]。また、施設との利害関係にある職員から、通報や積極的に高齢者虐待問題に取り組むことが現実問題としてどこまでできるのか懸念される。最近の、国民健康保険団体連合会の苦情・相談事例のなかには、施設従事者からの内部告発が増えているという報告があるが、高齢者虐待の定義の１つである「介護・世話の放棄・放任」所謂、ネグレクトによ

る虐待行為に対しては、加害者の範囲や一定の作為義務が具体的に明確に示されていない規定になっていることから、現場の判断に苦慮するものと思われる。その事に関しては、既存の介護保険法や老人福祉法の監督権限の規定を用いることとしているが、果たして、既存の法で権利救済できるのか懸念される。

通報者に関しては、守秘義務によって保護されているが、通報義務や通報努力義務が個人の責任としては規定されていないため、施設従事者間同士が監視し合い告発し合う施設が、果たして高齢者の権利擁護を担保できるのか、現在のところ通報がないという現場からの報告から、通報システムによって虐待の抑止効果が期待できるのか懸念される。

第３に、高齢者虐待防止法が「高齢者」[43]を65歳以上としているが、65歳以下の高齢者を救済の対象から除外して立法化したことは、現行の介護保険法の第２号被保険者や広く全ての市民を救済の対象としていないことである。高齢者の範囲を線引きしたことで、本制度の運営を担当する市町村や地域包括支援センター職員等が、現場で直面する課題の１つになるものと思われる。

第４に、加害者を処罰するときの「定義」は具体的且つ明確でなくてはならない（罪刑法定主義）[44]が、高齢者の権利擁護を目的理念に掲げている本法が、高齢者の権利救済に重点を置いていることは明白であり、このことが逆に高齢者虐待の防止に消極的にならないとも限らない。定義に関しては、幾つかの課題が残されている。

養護者の定義に関して、「高齢者を現に養護する者」と定義づけられているが、そもそも養護者とは何か、について議論がなされないままに法的に規定されているために位置づけによっては、介護を引き受けた者に対して正当性を欠くことにならないか。例えば、介護には高齢者との同居が付き物であるが、高齢者と同居しないで金銭のみで高齢者を介護することは「現に養護する者」か、どうか、特に「介護・世話の放棄・放任」（ネグレクト）との関係において法解釈は分かれるものと思われる。

第５に、高齢者虐待の定義から自己放任（セルフネグレクト）を除外したことである。周知のように、自己放任とは、高齢者自身が自己を放任状況に追いやる主体者となることで、つまり、自己の身体的、精神的健康の維持にとって、不適切又は不十分な衣、食、住及び受療ケアの各生活などの生活状況に自己の生命や健康に悪影響を及ぼす状況を自らが陥るということである。こうした生活実態に至る可能性が高い独居高齢者が最近の厚生労働省の国民生活実態調査では、毎年１日単位で平均800人前後の一人暮らしの高齢者が都市部や過疎地区で誕生していると報告されている。しかし、その詳細な全国規模での実態調査は未だ行われていないのが実情である。

第６に、「現に養護している者」以外の家族、親族や友人、知人など高齢者と信頼的人間関係にある又は期待される第三者からの虐待に対しては、法の条文から除外されたことである。特に「経済的虐待」[45]の報告事例にも見られる様に、独居高齢者や認知症高齢者の増加傾向にあるわが国において当面の課題となると思われる。

課題として以上の懸案について述べてみたが、本法は、施行３年後に再検討することとされている（附則）ので、ここ３年間で本法を事例援助にどう生かすかが、重要課題である。その実践事例のなかから問題点を見出し次の法改正に繋げていくことが特に市町村や地域包括支援センターに携わる専門職員に求められる。

そこで、高齢者虐待防止法が施行されたこの時期を捉えて、以下の２点について提言しておきたい。

第１に、高齢者虐待の実態に即した専門チームを配した対応供給システムの確立が急務である。

先に厚生労働省が行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」によると、高齢者虐待に対応するための専門チームのある市町村は、全国71市町村であった。専門チームの構成メンバーは、「在宅介護支援センター」の職員57件（80.3％）、「民生委員」46件（63.4％）、「居宅介護支援事業者」42件

(59.2％)、「自治体の保健福祉部局」40件 (56.4％) である。熊本県においては、阿蘇郡小国町の住民福祉課１カ所のみである。小国町の住民福祉課によると、「小国地域福祉ネットワーク会議」によって対応している。構成メンバーは、学校の教員、福祉施設、町会議員、警察、行政で専門チームを構成している。現在まで、通報は１件もないということであった（筆者2006.8電話による聞き取り調査)。

熊本市においては、地域包括支援センターを市内26カ所の日常生活圏に設置し、それぞれの日常生活圏域ごとによって対応を始めたばかりである。

第２に、高齢者虐待に関するスキルを習熟した専門職の育成である。

先行モデルである児童虐待防止法においては、児童福祉司に職権が付与され、生命に危険がある虐待児童の救出には、通報や相談があってから48時間以内に「突入システム」を設け、虐待者の親に事前に知らせないで強制介入をして親からの分離を行って成功している。高齢者虐待防止法においても、通報制度の前の予防措置を充実させるべきであるし、通報システムが機能するためには、明確な強制力を備えた調査権限を付与した、専門的な介入によって虐待の疑いから確証を掴むためには、一度の介入によって証拠を確保できなければ、確実な裏付けがない限り、二度と介入することができなくなってしまう恐れがある。そのためには、権限を付与された高齢者虐待に関する諸制度、スキル（技術）を習熟した専門職の育成が必須である。

さしあたり、以上の２点について、高齢者虐待防止法がスタートを切ったこの時期を捉えて、提言を試みた。

おわりに

本稿は主として高齢者虐待の定義に焦点を当て、その援助方針および若干の課題について述べてみたが、このテーマに関する予備的考察に止まっている。今後、本稿を踏まえて、特に、高齢者虐待防止法が制定されたこの時期を捉えて、法解釈論に止まらず、研究を深めて行きたいと考える。

注

1）わが国における戦後の合計特殊出生率を見ると、終戦直後のベビーブーム期には4.32であったものが、その後、概ね一貫して低下し、2002（平成14）年には1.32（概数）と戦後最低の水準を更新、出生数も前年より１万6,796人少ない115万3,866人となり、これも過去最低となった。厚生労働省『平成15年度版厚生白書』(ぎょうせい、2003年)88頁参照。更に、2006（平成18）年には、1.25となり、低下の一途を辿っている。

2）わが国では、1994（平成６）年に高齢社会の指標とされる高齢化率(65歳以上人口比率）が14％を超え高齢化社会から高齢社会へとなった。1997（平成９）年には、15％に達し、2002（平成14）年には18.5％を占めている。アメリカでは、65歳以上人口が1996年に総人口の12.7％で、2030年には18.2％を超えると推計される。英国でも、1995年に高齢化率が15.7％に達し、2010年以降これが増加することが予測されている。前掲、１）３頁～４頁参照。

3）欧州主要国の65歳以上人口割合のデーターは、平成７年までは総務庁「国勢調査」平成14年以降は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」　前掲、１）４頁参照。

4）昔は「18歳未満の未婚者のいる世帯」の方が「高齢者のいる世帯」より遙かに多かったが、1997（平成９）年に両者の関係は逆転し、その後を境に差が開き続けている。厚生労働省大臣官房統計情報部　「厚生行政基礎調査」(1985年以前)および「国民生活基礎調査」(1986年以降)　前掲、１）６頁参照。

5）「高齢者所帯」とは、1996（平成８）年以前は、男性65歳以上、女性60歳以上の者のみで構成されるか又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった所帯をいい、1997（平成９）年以降は、65歳以上の者のみで構成されるかまたはこれに18歳未満の未婚の者が加わった所帯をいう。これ以降はこの定義を用いている。厚生労働省監修『平成15年度版　厚生労働白書』（ぎょうせい、2003年）15頁参照。

6）特に、1986年と1998年を比較すると、当初所得については高齢者と他の世代との格差が拡大する傾向がみられたが、再分配の可処分所得については大きな変化の傾向が見られないことから、公的年金制度による社会的扶養機能が高まってきているものとも考えられる。厚生労働省監修『平成14年度版厚生労働白書』（ぎょうせい、2002年）15頁参照。

7）米国の高齢者虐待に関する法律においても、自己放任（self neglect）または自虐(self-abuse)については言及すらしていないのが現状である。多々良紀夫編著『老人虐待―アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか』（筒井書房　1994年14頁参照。）しかし、高齢者が社会的に孤立している場合に起こるとされる自己放任は、その援助方法いかんによっては極めて困難である。独居高齢者の増加傾向にあるわが国においては、当面の課題となるであろう。

8）高齢者虐待防止法案の内容については、衆議院法制局第５部第２課田中寛之「特集・第163回国会主要成立法律　高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（ジュリストNO.1306、2006.2.15）27頁～32頁参照。法令に関しては、野崎和義監修「社会福祉六法」(2006年、3.20）360頁～361頁参照。図表作成に関しては、「高齢者虐待の手引－理解と支援のために」高村浩「高齢者虐待防止法上の定義」（財団法人厚生労働問題研究会　2006年３月31日５頁）を引用した。

9）菊池憲一「老母介護殺人事件―美談が悲劇に変わるとき」現代社、1994.

10）高崎絹子「老人の人権とアドボカシー（権利擁護）－老人虐待の実態調査を通して考える」『平成８年版看護白書』日本看護協会出版会1996.5　112頁。

11）事例１は、事件番号平成１年（う）第８号「高等裁判所刑事裁判速報集」1686年16頁参照。

12）事例２は、事件番号平成11年（わ）第144号、横浜地方裁判所判決事例「判例時報1691号」158頁参照。

13）事例３は、事件番号平成13年（わ）第1766号「判例タイムズ1107号」301頁参照。

14）事例４は、事件番号平成15年（わ）第14号山口地方裁判所下関支部判決「最高裁判所ホームページ」転載事例参照。

15）高齢者の私的扶養をめぐる判例は、山脇貞司「高齢者の扶養をめぐる法的諸問題」1998年、229頁参照。

16）厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障に関する意識等調査」平成15年度版「厚生労働白書―活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築」17頁参照。

17）熊本県国民健康保険団体連合会が取り扱った苦情・相談事例集の中から、高齢者虐待の恐れがある事例を抽出。(「平成12年度　介護サービス苦情・相談事例集」）平成14年出版、22頁参照。

18）前掲、12)、介護老人保健施設（デイケア）利用中の利用者の家族からの苦情・相談事例をもとに作成した。25頁参照。

19）前掲、12)、介護療養型医療施設に入所中の利用者の家族（子）からの苦情・相談事例をもとに作成した。27頁。

20）前掲、12)、28頁参照。健康保険法の改正に伴い介護療養型医療施設は、平成24年４月に廃止の予定だが、高齢者虐待防止法の定義には規定されている（高虐２条５項)。

21）前掲、12)、「その他の相談等の事例」の中から、施設入所中の利用者の身元引受人が施設の対応に不満があるなどの理由で、施設で暴れたり、職員に暴力を振るったりする事例を取り上げた。同上、34頁参照。高齢者虐待防止法の緊急性の高い、深刻な事例のなかには、虐待者である息子から被虐待者の母親を「一時保護」の措置で保護した場合、対応した職員に対して「どこに隠した」などの威圧行為やストーカー行為がある。(第３回日本高齢者虐待防止学会、横須賀市高齢者虐待防止センター主査角田幸代：「緊急性の高い事例、深刻な事例への対応と課題　2006.7.1発表」

22）もともとアドボカシー（権利擁護）という用語は、法曹が法廷などで依頼人の代弁・弁護を行うことに由来する。そこから、日常生活において障害者等の代弁・擁護を行うことに広がり、それがソーシャルワークにおける専門的な役割の１つになり「自らものをいう」（セルフアドボカシー）が強調され始めた。河野正輝『社会福祉法の新展開』有斐閣　2006.3　184頁～185頁参照。

23）大阪後見支援センター“あいあいねっと”が取り組んだ事例をもとに作成した。（大國美智子編集代表・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター『生活を支える権利擁護－大阪後見支援センターの事例をもとに－』）中央法規　1999年　80頁参照。

24）前掲、15)、認知症高齢者の財産管理は、今回の成年後見制度の改正により任意後見制度を如何に活用するかにかかっている。86頁参照。

25）前掲、15)、94頁参照。

26）前掲、15)、96頁参照。

27）川並利治「独居高齢者の成年後見制度の活用実態と課題」（第３回日本高齢者虐待防止学会　2006.7.1　発表）学会誌77頁参照。

28）2006年８月までの熊本市高齢者福祉相談窓口によると、虐待の通報は１件も受けてない。本人からの申立、担当ケアマネジャー・保健師等からの相談が多数で虐待の実態を把握しているという。

29）柴尾慶次「虐待防止センターの取り組み」；『高齢者虐待防止権利擁護実践事例2006』社会福祉協議会　2006.3.1発行　11頁～16頁参照。

30）田中荘司、高崎絹子、金子善彦、高村浩、角田幸代；『高齢者虐待防止の手引き－理解と支援のために－』財団法人厚生労働問題研究会　2006.3.31発行　12頁参照。

31）厚生労働省が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する実地調査」では、担当ケアマネジャーを調査対象として実態の把握をした。

32）高齢者虐待の発見の手がかりとしては、財団法人厚生労働問題研究会『高齢者虐待防止法の手引き－理解と支援のために』第４章「発見の手

がかりと対応のポイント」12頁～15頁参照。

33）高齢者虐待の防止に関するスキル（技術）については、前掲、２）10頁以下。金子善彦『老人虐待』（星和書店）1986年　5頁以下。高崎絹子『高齢者虐待の予防と支援』（日本看護協会出版会）1998年　57頁以下。

34）Yvonne Joan Craig. *Advocacy, Counselling and Mediation in Casework*. JKP 1988 pp.123-131

35）高齢者虐待の発生要因については、居宅の高齢者に介護サービスを提供している介護従事者からの間接調査に頼らければならないのが現状である。今日まで明らかになっていることは、単一の要因で虐待が発生するよりは、複数の要因が重なり合って発生する場合が多く見られる（金子善彦1987年、高崎絹子1995年、筆者調査2000年等による）。大別すると、①高齢者側の要因、②虐待者側の要因、③人間関係要因、④社会的・文化的要因、⑤経済的要因に区分されるが、これらの要因が複合的に絡み合って発生する。

36）前掲、１）家庭内における高齢者虐待に関する全国調査によると、養護者による虐待は、密室性、閉鎖的環境下では、虐待行為がエスカレートしていく傾向があることがわかった。その結果、生命に危険な状態にある虐待事例が１割強あることが報告された。

37）1987（昭和62）年に制定された国家資格を有する社会福祉士及び介護福祉士は、「信用失墜行為の禁止」（福士45条）が規定され、この規定に違反したときは、登録抹消や名称の使用禁止が命じられる。

38）　高齢者防止法、児童虐待防止法、ＤＶ法の３つの虐待防止法制について、以上のポイントだけを対比させると、次の図のようになる。

	高齢者虐待防止法	児童虐待防止法	ＤＶ防止法
禁止行為	①身体的虐待 ②ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待	①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	①身体的虐待 ②心理的虐待
対応システム	①養護者虐待通報 ↓ ａ事実確認 ｂ一時保護 ｃ居室確保 ｄ立入調査 ｅ専門職員確保 ｆ連携協力体制 ②施設の虐待通報 ↓ ａ都道府県報告 ｂ監督権限行使 ｃ事実の公表	＊虐待通告 ↓ ａ安全確認 ｂ一時保護 ｃ立入調査 ｄ保護者指導 ｅ27条措置 ｆ児童支援 ｇ親権喪失制度の適切な運用	＊暴力通報 ↓ ａ配偶者暴力相談支援センター：保護説明 ｂ警察：被害防止措置 ｃ関係機関の連携協力 ｄ裁判所による保護命令 ⅰ接近禁止命令 ⅱ退去命令

出典：全国社会福祉協議会「高齢者虐待防止権利擁護実践事例2006」5頁。

39）高齢者虐待防止法においては、虐待（又はその恐れ）の通報を受けて、調査とその後の保護の責務を負うべき機関とその手続きを定めている。中心的に責務を負う機関は、各市町村で実質的に虐待保護・救済の措置権限を行使する機関の職員である（高虐９条１項、２項）。

権利擁護に関しては、河野正輝『社会福祉法の新展開』有斐閣 2006年　220頁～226頁参照。高齢者の権利擁護システムに関しては、新井誠、小笠原裕次、須永醇、高橋紘士『高齢者の権利擁護システム』keisoshobo 1998 年を参考とした。

40）民法第818条において、成年に達しない子は、父母の親権に服する。又、親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う（民法820条）とされている。

41）高齢者虐待防止法では、「行政監督システム」としては、特に養介護従事者等による高齢者虐待があった場合について、既存の老人福祉法及び介護保険法の監督権限の規定を用いることとしている。

42）高齢者虐待防止法第17条において、高齢者虐待対応協力者若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、業務上知り得た秘密、又は通報・届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない（高虐17条２、３項）とされている。同法第29条、30条において、違反者に懲役又は罰金を科している。

43）高齢者の定義に関しては、アメリカでは法律によって高齢者の年齢は異なる。高齢アメリカ人法　（OAA／1965年制定）は、60歳以上とし、成人保健サービス（APS）は18歳以上、連邦医療プログラムは65歳以上の者としている。わが国の老人福祉法（昭38.7.11法133）は65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要と認められる者を含む）（老福法第５条４）。介護保険法では、65歳以上（第１号被保険者）と40歳以上65歳未満（第２号被保険者）に分けられている。障害者自立支援法では年齢の規定はなく全ての障害者を対象にしている（障害１条）。

44）わが国の刑法は「どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科せられるか」を、あらかじめ成文の法規で定めておかなくてはならないという罪刑法定主義の原則をもつ。丹羽重博『法学』法学書院　1993年　207頁参照。しかし、高齢者虐待は家庭内で発生することが多く、高齢者虐待防止法の目的が虐待の発生予防と養護者の支援を目的とした法制度のため、限界もある。高齢者の保護と権利救済の理念からは刑罰を科すだけでは、問題解決にはならない。

45）高齢者虐待防止法においては、「財産上の不当取引による被害の防止等」に対して規定を講じている。「市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下、「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係わる相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする(高虐27条１項)。また、市町村長は、財産上の不当

取引の被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする（高虐27条２項）及び、成年後見制度の利用促進を規定している（同28条）。しかし、窃取・横領行為と詐欺行為については、高齢者自身に被害認識がないことも多く、被害を確認することが困難である。したがって、行政的に事実確認調査をしたり一時保護措置を採ったりするよりも、地域権利擁護事業等を通じて本人の財産状況を確認し、法的措置を採ることが先決である。平田厚『高齢者虐待防止利擁護実践事例　2006』全国社会福祉協議会　2006年３月１日７頁参照。